

令和8年度（2026年度）熊本県介護職員確保支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第1条 介護職員確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（目的）

第2条 各事業者団体が、新たな介護人材の確保、介護人材の定着・育成等のために主体的に取り組む費用を補助し、介護人材の確保及び定着を図る。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、①新たな人材確保の取組み、②人材育成の取組み、③人材定着の取組みとする。

2 前項の取組みにおける補助上限額は、別表1のとおりとする。

（補助対象事業者）

第4条 補助対象となる団体は、介護サービス事業所を運営する事業者団体、介護に関する職能団体、社会福祉連携推進法人（社会福祉連携推進法人設立に向けた一般社団法人設立の手続き中、又は社会福祉連携推進法人認定の申請手続き中の場合は、県が別途求める資料を提出の上、当該年度に限り補助対象とする。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金交付の対象経費は、別表2のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まない。

2 補助対象事業に入場料、出展料、参加料、売上金、その他の事業収入がある場合は、補助対象経費から当該収入額を控除するものとする。

（補助の対象期間）

第6条 補助対象の期間は、令和8年（2026年）4月1日から翌年2月末までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助金所要額調書（別記第4号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定を行い、規則第6条の規定に基づき別記第5号様式により補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 規則第7条第1項で規定する事業内容等の変更申請書は、別記第6号様式によるものとし、変更後の事業計画書、収支予算書及び所要額調書（要項第7条第2項に定める様式を準用する。）を添えるものとする。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにその承認を行い、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条の規定により、申請を取り下げることができる期間は、交付決定通知を受理した日から30日を経過する日までとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、別記第8号様式により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとし、別に定める日までに知事に報告しなければならない。

2 前項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第10号様式）
- (2) 収支精算書（別記第11号様式）
- (3) 補助金精算調書（別記第12号様式）
- (4) 補助事業の実施状況が分かる書類（写真、研修等の資料等）
- (5) その他補助事業に関する資料

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、別記第13号様式によるものとする。

(補助金等の請求等)

第 15 条 規則第 16 条の規定による請求書は、別記第 14 号様式によるものとする。

2 補助金について、必要があると認める場合においては、交付の決定額の範囲内において概算払をすることができることとし、別記 15 号様式によるものとする。

(証拠書類の保管)

第 16 条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、5 年間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 8 年 7 月 1 5 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。